

	労働者災害補償保険制度	石綿健康被害救済制度
制度の性格	<p><b>保険による補償制度</b> 労働災害に対する使用者による災害補償責任を確保するための保険制度</p>	<p><b>救済制度</b> 個々の原因者を特定することが困難という石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、民事上の責任とは切り離して、社会全体の費用負担により、救済を図ろうとするもの(見舞金的性格)</p>
目的	<p>労働者災害補償保険法第1条 労働者災害補償保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して<u>迅速かつ公正な保護</u>をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もつて労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>石綿健康被害救済法第1条 石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、<u>石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。</u></p> <p>(参考) 逐条解説 平成18年環境省 石綿による健康被害に関しては、本来原因者が被害者にその損害を賠償すべき責任を負うものである。しかしながら、石綿へのばく露から発症までの潜伏期間が30～40年と非常に長期にわたること、石綿は、建築物や自動車など極めて広範な分野で利用されてきていることから(略)特定の場所における石綿の飛散と個別の健康被害に係る因果関係を立証することは極めて困難である。また、石綿へのばく露による疾病である中皮腫や肺がんは重篤であり予後が悪いため、発症から大体1、2年で死亡するケースがほとんどである。(略)このため、(略)石綿による健康被害を受けた者については、自ら非がないにも関わらず損害賠償を受けられないでいた。(略)このような状況を踏まえ、(略)、<u>国が民事の損害賠償とは別の行政的な救済措置を速やかに講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図るため、本制度が設けられたところである。</u></p>
財源	事業主が負担する保険料	国、地方公共団体、事業主が拠出する基金
給付の要件	<p>労働者が業務上、疾病にかかったこと(業務上の疾病であること)</p> <p>(参考)業務上の疾病(労働基準法施行規則別表第1の2) 一 業務上の負傷に起因する疾病 二 物理的因子による次に掲げる疾病 三 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病 四 化学物質等による次に掲げる疾病 五 <u>粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症又はじん肺法(昭和三十五年法律第三十号)に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則(昭和三十五年労働省令第六号)第一条各号に掲げる疾病</u> 六 細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病 七 <u>がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病</u>     7 石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫 八 <u>前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣の指定する疾病</u> 九 <u>その他業務に起因することの明らかな疾病</u></p>	<p>日本国内において石綿を吸入することにより<b>指定疾病</b>にかかった旨の認定を受けたこと</p> <p>(参考)指定疾病(石綿健康被害救済法第2条第1項) 第二条 この法律において「指定疾病」とは、<u>中皮腫、気管支又は肺の悪性新生物その他石綿を吸入することにより発生する疾病であって政令で定めるものをいう。</u> 現時点では「政令で定めるもの」はない。</p>
給付の内容	<p>業務上の疾病に係る必要な療養費用、稼得能力のてん補を目的とする休業補償等を支給</p> <p>【労災保険給付】 療養補償給付 休業補償給付 障害補償給付 (傷病が治ゆ(症状固定)した後に障害等級に該当する障害が残った場合) 遺族補償給付 葬祭料 傷病補償年金 (傷病が療養開始後1年6ヶ月経過しても治癒せず一定の障害状態にある場合) 介護補償給付</p>	<p>石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、救済給付(見舞金的性格)を支給</p> <p>【救済給付】 医療費 療養手当 葬祭料 救済給付調整金 特別遺族弔慰金 特別葬祭料</p>
業務上の疾病/指定疾病の考え方	<p>労働基準法コメントール(平成17年改訂新版)</p> <p>「業務上の疾病」とは、業務に起因する疾病をいう。個々の疾病について業務に起因するかどうかを判断することは極めて困難であり、その判断をめぐる争いも多く、労働者保護の見地から支障を期すこととなる。そこで、施行規則第35条において、業務上の疾病は別表第1の2に掲げるものとし、同表においては、業務上の負傷に起因する疾病のほか、その業務に従事している者が当該業務に起因して罹患すると一般的に認められている疾病を主として有害因子の態様に応じて累計的に列挙するとともに、「厚生労働大臣の指定する疾病」を加え、さらに「その他業務に起因することの明らかな疾病」を加えて、個々の事例に則して判断する途をも残すという方法(いわゆる例示的列挙主義)によって、業務上の疾病の範囲を明らかにしている。</p>	<p>石綿による健康被害の救済における指定疾病に係る医学的判定に関する考え方について(答申)(平成18年中央環境審議会)</p> <p>3. 法による救済給付の対象となる指定疾病の範囲について (1)法の立法趣旨は、第1条(目的)にあるように、「石綿による健康被害の特殊性にかんがみ」救済を図ることである。石綿を原因とする中皮腫及び石綿を原因とする肺がんについては、ばく露から30年から40年という非常に長い期間を経て発症すること、さらに、石綿そのものが戦後の我が国社会において広範かつ大量に使用されてきたことから、どこでどのようにばく露したのかわからず、<u>個々の原因者を特定することが極めて困難</u>であること 一端発症した場合には、<u>多くの方が1、2年で亡くなられることが実態</u>である(略)ことから、民事責任等を離れて迅速な救済を図るべき特殊性がみられる。 (2)・(3)(略) (4)以上のような背景、状況を踏まえて検討した結果、今回の救済制度は、前述のように、<u>石綿を原因とする中皮腫及び肺がんの特殊性にかんがみ</u>て、ばく露歴を厳密に確認することなく、迅速な救済を図ることとしたものであり、当面、指定疾病はこれら2疾病とすることが適当であると考える。</p>

石綿による疾病の取扱い		
中皮腫		
肺がん		
石綿肺	<p>以下の疾病は、別表第1の2第5号に該当する業務上の疾病(じん肺症等)として取り扱う。 「石綿ばく露作業に従事しているか又は従事したことのある労働者に発生した疾病であって、じん肺法第4条第2項に規定するじん肺管理区分が管理4に該当する石綿肺又は石綿肺に合併したじん肺法施行規則第1条第1号から第5号までに掲げる疾病( )」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 肺結核</li> <li>二 結核性胸膜炎</li> <li>三 続発性気管支炎</li> <li>四 続発性気管支拡張症</li> <li>五 続発性気胸</li> </ul>	検討中
良性石綿胸水		検討中
びまん性胸膜肥厚		検討中